

平成28年第2回東京都北区教育委員会定例会

会 議 月 日	平成28年2月8日（月）午後1時30分		
開 催 場 所	北区教育委員会室		
出 席 委 員	教 育 長	清 正 浩 靖	委 員 森 岡 謙 二
	委 員	森 下 淑 子	委 員 加 藤 和 宣
	委 員	檜 垣 昌 子	委 員 嶋 谷 珠 美
欠 席 委 員			
事務局職員	事務局次長	教育政策課長（教育未来館長）	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	学校地域連携担当課長	教育指導課長	
	教育改革・教育支援担当副参事	生涯学習・スポーツ振興課長	
	スポーツ施策推進担当課長	東京オリンピック・パラリンピック担当課長	
	体育協会事務局長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	2号	平成27年度東京都北区一般会計補正予算（第4号）等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	3号	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
3	4号	旧東京都北区立西浮間小学校に係る教育財産の取得について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
4	7号	東京都北区立認定こども園検討委員会報告について	了承
5	8号	（仮称）赤羽体育館の名称について	了承
6	9号	（仮称）スポーツ大使制度の創設について	了承
7	10号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成28年第2回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成28年2月8日(月) 13:30

清正教育長	<p>出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しています。これより、平成28年第2回北区教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>日程第1、第2号議案、「平成27年度東京都北区一般会計補正予算(第4号)等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題にします。</p> <p>初めに、27年度一般会計補正予算(第4号)について、事務局から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、第2号議案についてご説明申し上げます。まず、1ページをお開きいただきたいと存じます。</p> <p>こちらにございますように、この第1回東京都北区議会定例会に提出する議案の作成に当たりまして、当教育委員会に対しての意見の聴取というものでございます。</p> <p>また、もう1枚おめくりいただいて、3ページをお開きください。</p> <p>今回の補正予算の第4号となっております。歳入が4,272万円、それから、歳出につきましては減額の5億3,139万9,000円でございます。</p> <p>内訳につきましては、別添の議案説明資料①をごらんください。</p> <p>まず、最初の第13款の使用料及び手数料でございますが、旧赤羽台東小学校の使用料、こちら順天学園に貸し付けをするものでございますが、当初予算で計上していなかったため補正計上というふうになっております。</p> <p>第14款の国庫支出金につきましてでございますが、お示しのとおりでございますが、②の理科観察実験支援事業費でございます。こちらにつきましては、国からの、補助率3分の1という形で計上させていただいていますが、この下段にございます東京都の3分の1の補助につきましては同額を当初予算に計上しているというものでございまして、今回は国庫の部分となっております。</p> <p>それから、第15款の都支出金でございます。それぞれお示しのとおりでございますが、①の放課後子ども教室推進事業につきましては、⑤のほうに振りかえというような中身を含んでおります。また、補助金の再算定による減というようなものも含まれております。</p> <p>それから、③のスポーツ施設整備費補助金でございます。こちらにつきましては、中央公園のバリアフリー関係の予算となっております。お示しのとおり、2020年大会を見据えた区のスポーツ施設の工事ということで、中央公園の野球場、テニスコート、点字ブロック等の対処をするというものでございます。</p> <p>以下、お示しのとおりでございます。</p> <p>第17款の寄付金でございます。こちら、①と②、図書館の維持管理費と図書館運営</p>

費、それぞれ指定寄付金になっております。

まず、①のほうでございますが、庁舎管理のほうに匿名で現金2,000円と手紙を入れたものが届けられたということでございまして、図書館からいろいろ日ごろお世話になって連絡等をいただいているので電話代に充ててほしいという趣旨での申し出があったそうでございます。こちらが①でございます。

②につきましては、図書購入の指定寄付金ということで、こちらは匿名ではございませんで、図書を買ってほしいという意向を受けて、指定寄付金ということでの計上となっております。

おめくりいただきまして、2ページでございます。

こちらは歳出でございます。見ていただきますと、全体といたしましてほとんどが減額となっております。増減説明のところにお示しのとおりでございますが、それぞれ契約差金ですとか清算関係の内容がほとんどとなっております。

3ページのほうに移りましても、同様でございます。

その3ページの下段でございます。第7項の社会体育費、額が大きくなってございます。1億8,930万円ということで、建設管理工事委託及び建設工事費の出来高による支払いという仕組みになっております。こちら、物価上昇分5%、また設計変更分3%、合わせまして8%というものを見込んで予算を組んでおりましたが、実際には出来高等を見ますとそこに至らなかったという、この5%と3%の設定が当初の予算上の設定でございましたが、それほど大きなものにならなかったということでの減額要素となっております。

補正予算につきましては、それぞれ雑駁でございますが以上でございます。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

清正教育長

ありがとうございました。

平成27年度一般会計補正予算（第4号）につきまして、ご質疑あるいは意見、ありますでしょうか。

（質疑・意見なし）

清正教育長

それでは、次に、28年度一般会計当初予算について、事務局からご説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、先ほどに続きまして、第2号議案の4ページをお開きください。隣の5ページのほうに、先ほどと同様に、上段が歳入、歳入合計はお示しのとり60億1,800万円余という内訳となっております。また、歳出のほう、下段のほうでございます。それぞれお示しのとおり、200億余という金額となっております。

当初予算につきましても、議案説明資料に基づきましてご説明をさせていただきます。まず、議案説明資料②、A3判でございます。

ごらんいただきますと、薄く網かけをしている項目がございます。平成28年4月1日から組織改正が行われます関係で、今回この網かけをした部分につきましては、出入りがあるもの、例えばスポーツ関係は区長部局に移ります、また、子ども家庭部が子ども未来部という形で教育委員会の所管になります、その影響を受けるものにつきましてそれぞれ網かけをさせていただいております。

まず、歳入でございます。

それぞれお示しのとおり、右側の増額要素、主な減額要素とございます。大きな増減、前年度と比較いたしますと今年度が60億余でございますが、27年度でございますが25億6,300万余、大きく増額になっております。要素といたしましては、繰入金でございます、27億9,700万余でございます。こちらにつきましては、主な増額要素でございますように、学校改築基金を活用しての予算の組み立てということで、歳入の予算項目としては大きな内容となっております。これは、この基金を取り崩して充当するという内容となりますので、いわゆる目的は学校改築でございますが、そうしたことの予算措置が必要だということで歳入の額としては大きなものとなっております。

その真ん中ぐらいから裏面に続きまして、歳出となっております。

まず、スポーツ推進費、スポーツ関係は、先ほど申し上げましたように、区長部局に移行される予定となっております。

また、児童福祉費のところでございますが、こちらにつきましては、放課後子ども教室、また放課後子ども総合プラン等の関係が教育委員会のほう、子ども家庭部のほうから移ってくるということでございます。

それで、下段の教育総務費の教育指導費、こちらはそれぞれの説明をさせていただいていますが、組織改正に伴うもの等の出入りがございます。

裏面をごらんいただきたいと存じます。

それぞれ、小学校費、中学校費、校外施設費、幼稚園費、社会教育費、最後に参考といたしまして社会体育費、これは前年度との比較をする意味で、そっくり28年度予算は総務費の計上となっておりますが、28年度予算と27年度予算の対比をするためのあくまでも参考として載せさせていただいております。

大きな増減要因でございますが、平成28年度当初予算が200億余で、今年度が156億余、差し引き約44億円の増となっております。ごらんいただきますと、小学校費の最後の目の学校施設建設費、また中学校費の同様、学校施設建設費、それぞれ5億、また中学校費におきましては21億、これがふえている大きな要因となっております。この増要因につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

それでは、議案説明資料③に移っていただきたいと存じます。

今は額としてそれぞれ見ていただきました。今度は事業別、主要事業という観点から、議案説明資料③を用いまして説明させていただきます。

それぞれお示しのとおり、項目、また28年度当初と27年度当初、増減という形で所管ごとにまとめさせていただいております。教育政策課につきましては、小中一貫校

の設置検討費、また家庭教育力向上プログラムの事業費ということで、それぞれ教育ビジョンで新規事業等として取り上げている項目でございます。

また、3番目の学校適正配置関係費、こちらでございますが、それぞれ内容といたしましてお示しのとおりでございます。

4番からは、学校改築施設管理課関係でございます。8番まででございます。後ほど、先ほども申しあげましたように、特に8番の項目等については詳細な説明をさせていただきます。学校改築事業関係、お示しのとおり予算を計上しております。また、5番の学校リフレッシュ改修費、校舎等維持修繕費、学校施設整備費、お示しのような項目で、それぞれ28年度当初予算、27年度当初予算となっております。

1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。

こちらから14番までは、お示しのとおり、学校支援課の事業でございます。区立認定こども園の開設準備費につきましても、後ほど説明をさせていただきます。

学校運営費、パソコン経費、学校給食管理需用費等、お示しのとおりでございます。

また、13番の教員用の教科書等購入費でございますが、教科書改訂のためお示しのとおり予算計上をさせていただいております。

岩井学園管理費、受水槽の交換工事でございます。

15番、16番は学校地域連携担当課、放課後子ども総合プラン推進事業費の関係、学校支援ボランティア活動推進事業費の関係、それぞれお示しのとおりでございます。

17番から、次のページにわたりまして23番まで、教育指導課の事業でございます。特に、プレス発表等の項目としても取り上げておりますのが、18番、21番、22番でございます。

18番につきましては、お示しのとおり、中学校3年生への英語検定料の補助をさせていただくというものでございます。グローバル人材育成プロジェクト事業費の一環としての事業でございます。

3ページでございますが、21番、学力パワーアップ事業費でございます。こちらにつきましては、小学校3・4年生に対しまして、27年度はモデル実施という形で「学力フォローアップ教室」を行っておりましたが、これを区立小学校全校に拡大いたしまして、基礎学力の定着を目的に、放課後に非常勤講師による補習教室を行うという事業でございます。

また、②の夢サポート教室の対象でございますが、こちら、今年度につきましては赤羽岩淵中学校でモデル事業をさせていただいた事業でございますが、28年度につきましては、滝野川紅葉中、またこちらの滝野川分庁舎に拡大をいたしまして、中学校3年生を対象にいたしまして、土曜日に民間教育機関によります受験対策ゼミを開講するというものでございます。

続いての22番でございます。魅力ある学校図書館づくり事業費ということで、25年度から飛鳥中サブファミリーで実施しております学校図書館への司書配置でございますが、さらに2サブファミリー、お示しのとおり、十条富士見中サブファミリーと桐ヶ丘サブファミリーに拡大いたしまして、学校図書館の利活用を促進し、学校教育における言語活動ですとか読書活動の充実を図っていくというものでございます。

23番につきましては、特別支援教育推進事業ということでございます。

24番から28番につきましては、生涯学習・スポーツ振興課の事業でございます。那須高原学園の管理費、北運動場等管理費、また体育館管理費、十条台小学校温水プール等管理費、新規で赤羽体育館等の開設等がございますが、お示しのとおり、スポーツ関係につきましては区長部局のほうへ移るということで、矢印でお示ししてございます。

29番と30番につきましては、スポーツ施策推進担当課の事業でございます。こちらにつきましては、次の31番、32番、東京オリンピック・パラリンピック担当課長の所掌事務とも関連してまいります。今回プレス発表等でも障害者スポーツの推進、これはオリンピック・パラリンピックが開催されるのを契機にさまざまな障害者スポーツの推進を図っていこうということで、例えばこの29番でございます初級障害者スポーツ指導員養成講習会、地域におけます障害者スポーツの普及と発展を目指しまして、基礎的知識・技術を習得しました人材を育成するため、日本障害者スポーツ協会の認定を得まして北区主催で養成講習会を開催するというものでございます。

また、31番の東京オリンピック・パラリンピックを意識した街並み整備、これは障害者という観点のみではございませんが、「トップアスリートのまち・北区」のシンボリック街並みにふさわしい景観を創出して区の魅力として発信していくため、アスリートの手形やオリンピック・パラリンピックの歴史年表のモニュメントを制作・設置するというものでございます。

また、障害者スポーツの交流イベント、それぞれ十条台小学校温水プールのバリアフリー化工事、滝野川体育館バリアフリー化工事というような項目で、それぞれこのパラリンピックを契機といたしましてさまざまな形での障害者スポーツの発展、またそうした機運の醸成を盛り上げていくという趣旨でございます。

32番、北区版スポーツアカデミー事業費でございます。

おめくりいただきまして、4ページでございます。

33番と34番でございますが、33番の埋蔵文化財発掘調査事業費、史跡中里貝塚総括報告書作成とございます。ご案内のように、縄文時代観を覆します貝塚遺跡といたしまして注目されております中里貝塚につきまして、これまでの調査・研究の成果をまとめた総括報告書を作成いたしまして、保存・活用計画策定につなげていくというものでございます。34番が博物館管理運営費。

35番、36番につきましては、図書館関係の事業、図書館維持管理費、図書館システム運営費、それぞれお示しのとおりでございます。

こちらが、主要事業に基づきました28年度の予算の説明でございます。

続きまして、説明資料の④、⑤につきましては、学校改築施設管理課長のほうから説明をお願いしたいと思います。

学校改築施設
管理課長

教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設
管理課長

それでは、私からは、今、登利谷参事のほうからありましたが、新年度の予算のうち、学校施設の投資的経費で前年度比26億余増額となっております、主に改築事業の進捗、新規の学校への着手、また全国的にも珍しい新たな取り組みが主な原因となっておりますが、そのうちの一つの要素となっております、平成28年度の学校改築及びリフレッシュ改修の新規着手校について、ご説明をさせていただきます。第2号議案説明資料④となっている資料をごらんください。

恐れ入ります、資料の日付が6日となっております。申しわけございません、8日に直していただければと思います。

まず、要旨でございます。

平成26年3月に策定いたしました「北区立小・中学校改築改修計画」では、学校施設の老朽化対策と教育環境の充実のため、学校改築及びリフレッシュ改修工事につきましては、毎年1校以上新規に着手することとしてございます。本計画に基づきまして、平成28年度に新たに改築及びリフレッシュ改修に着手する学校を以下のとおりとさせていただきます。

2番です。対象校、概要及び選定理由でございます。

1番の改築校としましては、王子第一小学校。2番のリフレッシュ改修着手校としましては、滝野川第二小学校を選定してございます。

(3)に表をお示ししまして、それぞれの学校を選定した理由を「小・中学校改築改修計画」に基づいて照らし合わせてお示ししてございます。表の一番下の列をごらんください。

まず、王子第一小学校を改築校として選んだ理由でございますが、計画では中学校と昭和30年代築の小学校を優先して改築することとなっております。王一小がこれに当たることと、二つ目の丸です、実はこれが一番大きいのですが、改築事業中の仮移転先の確保が王一小だけ身近で見込めたこと。3点目になりますが、学校適正配置計画の協議を終えていることと、この三つをクリアしていることから王子第一小学校を選定させていただきました。

ちなみに、王一小の改築中の仮移転先でございますが、同校の学区域に隣接いたします旧桜田小学校、王子五丁目団地内を想定してございます。

次に、滝野川第二小学校のリフレッシュ改修校の選定理由でございますが、昭和40年代以降の学校につきましては当面改築の対象外としてございますので、昭和40年築の学校の中からリフレッシュ改修を実施していない学校ということで、滝野川第二小学校だけが該当いたしましたので選定させていただいてございます。

あと、丸が四つほどございますけれど、一番下のところ、学校適正配置計画の協議を終えてございますので今般選定させていただいたところでございます。

裏面をごらんください。今後の予定となります。

まず、王子第一小学校の改築でございますが、ほかの改築校同様、平成28年度から3カ年ほどかけまして、設計、もしくは現校舎の解体、仮校舎の移転を行いまして、31年度から2カ年をかけて新校舎の建設工事を実施させていただきます。新校舎の開設は、平成33年の4月を予定してございます。

一方、滝野川第二小学校のリフレッシュ改修でございますが、来年度設計を行いまし

て、その工事のボリュームによって、29年度のみ工事となるか複数年度の工事となるかを決めさせていただければと思います。

一番最後の表は、現在進捗中の改築及びリフレッシュ改修校の年度別の計画となっております。

次に、お手元、第2号議案説明資料⑤をごらんください。すみません、先ほどと同様、日付が間違っています。訂正をお願いいたします。

まず、表題としまして、「改築ステーション」の整備でございます。

1の要旨です。

平成28年度に新たに改築事業に着手いたします「王子第一小学校」の改築事業中の仮移転先となる旧桜田小学校を「改築ステーション」として位置づけ、平成30年9月からの利用開始を目途に必要な整備を実施するというものでございます。

「改築ステーション」ですが、学校適正配置等によりあいた一部の学校、今は閉校施設となっている学校を改築事業用の仮校舎と位置づけて、スクールバス等を活用しながら、中長期にわたって複数の学校の仮校舎として使用する施設をいうものでございます。地域バランスに配慮して計画的に学校改築を進めるために、区内に複数確保していく計画となっております。

2番として、この間の経過及び現況でございます。

旧桜田小学校につきましては、(1)のところですが、平成19年3月に学校跡地利活用計画というのが策定されてございまして、「教育文化の発信と安全の調和のとれた健やかに暮らせるまち」を整備コンセプトとした計画がつけられてございます。隣接している旧桜田中学校につきましては、ご案内のとおり、水道局に売却されて水道施設、もしくは上部が公園として整備される予定でございまして、旧桜田小学校につきましては具体的な計画実現の予定がなかったという現状でございます。

(2)としまして、教育委員会で策定しました「小・中学校改築改修計画」の経緯を書いてございます。3行目からになります。望ましい工法として、改築工事期間中は「仮校舎」を確保し学校を仮移転させることとして、区内に複数の「改築ステーション」を整備するという方針を平成26年3月に決めてございます。

(3)の王子第一小学校の改築決定につきましては、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

(4)の本施設の現況でございますが、平成23年4月に暫定活用との位置づけで、「桜田つぼみ保育園」が旧桜田小学校の1階の一部を使用して現在も運用をしております。

恐れ入ります、裏面をごらんください。この後の計画の概要でございます。図面を見ながらお聞きいただければと思います。

まず、本施設、旧桜田小学校は赤枠のところ。これに隣接します旧郷土資料館・教育相談所、これが青枠のところになります。を以下のとおり、学校施設利活用計画に基づく本格活用までの間、暫定活用するものでございます。

まず、(1)としまして、桜田つぼみ保育園の移設でございます。

王子第一小学校が仮移転します旧桜田小学校ですが、学校の施設規模を最大限確保するため、今は1階にあります桜田つぼみ保育園を隣接いたします「旧郷土資料館・旧教

育相談所」跡地に移設させていただきます。新園舎は、この後、既存施設を解体した上で、平成28年度末までに定員拡大できる施設規模に整備し、29年4月に開設する予定でございます。ですから、1年で、現在の郷土資料館・教育相談所を解体し保育園をつくってしまうというスケジュールとなっております。

なお、平成29年4月に開設予定の現桜田幼稚園のところに整備します認定こども園の給食調理機能は桜田つぼみ園の新園舎内にあわせて整備し、この新園舎からこども園に給食を運ぶ計画とさせていただきます。

次に、(2)の改築ステーションの整備でございます。整備時期ですが、平成28年度中は検討に当てさせていただいて、29年、30年と工事を実施させていただきます。

②の整備内容でございますが、一定規模の学校の仮校舎として機能できるよう、まずは質的量的に不足する教育環境を整備するため校舎内の施設・設備を改修するとともに、未実施でありました体育館の耐震補強工事を実施させていただきます。

あわせまして、区立小学校で最大規模の王子第一小学校の仮校舎とするには教室数が大体15以上不足する計算になります。そのため、老朽化しています特別教室棟というのが、また地図を見ていただくと、一番南側、黄色く囲ったところにあるのですが、こちらを解体させていただいて増築をさせていただこうというふうに考えてございます。

なお、この後想定しているこの改築ステーションを使う学校の規模でいいますと、今回増設する校舎は王一小しか使いませんので、括弧内になりますが、王子第一小学校の使用後は仮設増築校舎を解体して、ここの場所にスクールバスの乗降場所を再整備させていただこうというふうに考えてございます。

③になります、本施設の利用を想定している学校改築ですが、特に改築実績のない滝野川東地区の学校を初め、王子東地区の学校を想定してございます。なかなか具体的な名前というのは難しいのですが、今、王子駅よりも南で低地部、滝野川東地区には1校も改築をした学校がございません。ですから、明治通りや北本通りのアクセスをうまく利用しまして、スクールバスを活用することで、例示となりますが、例えば昭和30年代築の小学校でいえば滝野川第四小学校、滝野川第五小学校、柳田小学校、中学校でいうと、堀船中学校などがここの施設を使うことができるのではないかとというふうに想定してございます。

4番、今後の予定でございますが、3月以降、地元もしくは王子五丁目団地の方々、保護者の方々に説明をしたいと思っております。ことしの秋以降、保育園の新園舎の整備工事を進めまして、来年の3月には保育園を現在の旧郷土資料館・教育相談所のところに移転させていただきます。平成30年の9月、8月までには改築ステーションとしては整備をしまして、王一小が仮校舎として利用を開始いたします。平成33年度以降、王一小の利用がなくなりますので、次の学校がこちらへ移転してくるというふうになります。

説明は以上になります。

清正教育長

ご説明、ありがとうございました。

28年度一般会計予算について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

加藤委員	教育長
清正教育長	加藤委員
加藤委員	一つだけ教えていただきたいのですが、繰入金がありますね、基金繰入金という形で、主な増額要素の項目のところがあって、下のところに学校改築基金、谷村教育基金とありますが、この基金繰り入れをした後の学校改築基金、谷村教育基金はどのような額になっているのでしょうか。
学校改築施設管理課長	教育長
清正教育長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	学校改築基金のほうから、まずお答えさせていただきます。 平成27年度末で168億円余の残高となる見込みです。平成28年度の事業のために27億円余、貯金でいうとおろしてしまいますので、平成28年度末では140億円余の残高となる予定でございます。
清正教育長	ありがとうございました。
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	谷村教育基金でございます。27年度末で4,653万3,000円というところで、28年度に向けましては、審査を行いまして646万5,000円という額を措置するようになっておりますので、差し引きまして28年度末には4,000万余という、4,066万5,000円というような、ちょっと細かなところでございますが、そういう残高になる見込みでございます。
森下委員	教育長
清正教育長	森下委員
森下委員	私は、予算の金額等ではなくて、内容についてお尋ねしたいと思います。2点あります。 まず、資料③の7番、トイレの洋式化工事10校で、小・中全校完了と出ております。今世間でも大変洋式トイレがなくて子どもたちが我慢しているとかいろいろなこと

が伝えられておりますけれども、内容が不確かで申しわけないのですが、これで校内のトイレ全てが洋式に変わったということですか。

学校改築施設
管理課長

教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設
管理課長

トイレの洋式化の事業目標ですが、全部の大便器に対して50%までを洋式化しようというのを事業の目標にさせていただきます。これは、一番児童・生徒が多かったときに比べると今半分以下でございますので、50%まで整備すれば休み時間中に十分に順番が回ってきて洋式のトイレを使えるという計算のもと、そのようにさせていただいております。

森下委員

わかりました。ありがとうございます。恐らく、保護者の方も学校はどうなっているのだろうというのは気がかりなところではないかなと思っております。

それから、もう1点は、2ページ目の学校地域連携担当課で所轄されております16番の学校支援ボランティア活動推進事業費のところ、新規ということで教育支援ボランティア活動支援経費が大学生ボランティアの新設ということで計上されているんですけども、新規というのはこの2行のことで、教員を目指す学生のボランティア活動云々というのは、要するに平成27年度、今年度も既にあったというふうに理解してよろしいのか、どうでしょう。

学校地域連携
担当課長

教育長

清正教育長

学校地域連携担当課長

学校地域連携
担当課長

こちらのほうですが、学校支援ボランティア推進事業というのは既存でございます、その中の一部として、大学生のボランティアを活用した場合に図書カードなどを配ろうということで、そういった取り組みを新たに始めたいということで新規というふうに表示させていただきました。

清正教育長

この黒丸は説明だという理解で。

学校地域連携
担当課長

はい、そうです。

森下委員

わかりました。

清正教育長	だから新しい内容ということで。
森下委員	わかりました。ありがとうございます。 もしわかれば、何人分ぐらいのつもりでこの金額があるかなど。
学校地域連携 担当課長	教育長
清正教育長	学校地域連携担当課長
学校地域連携 担当課長	今年度はモデルという形でさせていただきまして、中学校2校程度で始めさせていただきたいと思っております。学生がどれぐらい確保できるかどうかまだ不安なところがあるのですが、年間40週としまして、週2回ほど派遣というか学生さんに図書カードが配れるだけの予算を確保して、その検証をしながら29年度に、拡大に向けて検証をしていきたいと思っております。
檜垣委員	教育長
清正教育長	檜垣委員
檜垣委員	同じく資料3について質問させていただきたいのですが、2ページの学校支援課で10番と11番、10番の学校運営費、それから11番のパソコンの経費についてです。校内無線LAN環境整備15校、タブレット端末導入8校となっております。具体的にどこなのか、おわかりになれば教えてください。
学校支援課長	教育長
清正教育長	学校支援課長
学校支援課長	まず、11番の①の校内無線LAN環境整備15校でございますけれども、予定といたしまして、例えば王子第一小学校、王子第二小学校、王子第三小学校、豊川小学校等と、後ほどまた別なペーパーでお示したいとは思っております。 この①のほうは、いわゆるタブレット型端末を1セット40台導入するわけですが、現在、学校のパソコンのリース契約が二つございまして、いわゆる校内無線LANということで、普通学級に1台でインターネットにつなぐという形で導入しております。それとは別にパソコン教室、全小中学校で40台ずつ入れておりますが、この二つのリース契約がございまして、それぞれ5年リース契約で結んでおりますが、1年さらに再リースしてございまして、6年使った後にこの契約更新に合わせてそれぞれを入れていこうという計画でございます。ですので、この2番のタブレットにつきましてはパソコン教室のかわりに、タブレットを120台、そのうち小学校におきましては80台はWin

d o w s型、40台はいわゆるi P a d、中学校については全てW i n d o w s型という形で導入しているところがございます。

具体的な校名につきましては、少し数が多いので後ほど資料でお渡ししたいと思います。よろしく申し上げます。

檜垣委員

わかりました。

あと、それからもう一つ、教育指導課のほうで18番なのですけれども、グローバル人材育成プロジェクト事業費で、新規で中学校3年生の英語検定料補助というふうになっていますが、こういった内容なのでしょうか。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

この事業につきましては、中学校卒業時までには英語検定3級以上の合格を目指すというところを目標としておりまして、中学校の3年生の段階で、英検というのは3回ぐらいあるのですけれども、そのうち1回分を全額補助するというものでございます。

主に教育委員会のほうの狙いとしては英検3級を卒業時までには受からせたいというところがございまして、そういう形で働きかけはするのですが、中には受かっている子もいます。受かっている子に関しては、例えば準2級を受けたいという生徒に対しては、それもよしということで準2級の1回分の受験料を全額補助すると、そういったものでございます。

檜垣委員

それでは、全員に対して1回は全額補助ということでやっていただけるということでよろしいわけですね。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

そのとおりでございます。

檜垣委員

わかりました。ありがとうございます。

清正教育長

ほかにかがででしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、27年度一般会計補正予算(第4号)及び28年度一般会計予算に対しまして特に反対意見はないようですので、本件については意見なしとすることでご異議ご

ざいませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は異議なしとすることを決定いたします。

次に、日程第2、第3号議案、「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第3号議案についてご説明申し上げます。1ページをお開きください。

今回の意見聴取のございました条例は4条例ございます。この1ページにお示しのとおり、1番から3番までにつきましては幼稚園の教育職員に関します条例の一部改正、それから、4番につきましては北区いじめ防止条例の一部を改正する条例という内容となっております。

2ページをお開きいただきますと、まず幼稚園教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例ということで、6ページの説明欄をごらんください。

こちらにつきましては、幼稚園教育職員の分限に係る降給に関する規定及び等級別基準職務表を定めるほか、とございます。こちらにつきましては、平成28年4月1日付で地方公務員法が改正、施行されることとなりますために、公務の能率の維持及び適正な運営の確保という観点から分限事由の明確化等が行われることになる、そのための規程整備でございます。

また、この説明欄の後段でございますが、行政不服審査法、こちらにつきましてもこの4月1日から改正されます新たな行政不服審査法が施行されますが、こちらの施行に伴いまして異議申し立てに関する規定が廃止されること、また審査請求期間につきまして定める規定が変更されるというようなこととなりますので、文言の整理を行うという趣旨でございます。

7ページから9ページまでにわたりまして、それぞれ新旧対照表をおつけしてございます。こちらにつきましては、今ご説明いたしました趣旨に沿いましての改正となっております。

6ページでございます。付則の施行期日でございますが、この条例につきましては平成28年4月1日からの施行ということでございます。

これが最初の項目でございます。

続きまして、2件目、12ページをお開きください。こちらの幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、また、続きましての15ページにございます幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正す

る条例でございます。こちら、先ほどと同様に、地方公務員法の改正に伴いましての
規程整備でございます。

最初のほうでございますが、14ページをごらんいただきますと新旧対照表、こちら
はいわゆる法律の関係、改正に基づきます項ずれでございます。

それから、続いての区のほうの13号議案につきましても、17ページでご確認いた
だけますように、同様の項がずれたものを文言整理するものでございます。

こちらが以上の内容となっております、それぞれ4月1日からの施行となっております。

最後の4番目の条例でございます。こちらは18ページでございます。

こちらは、東京都北区いじめ防止条例の一部改正でございます。ご案内のように、学
校教育法等の一部を改正する法律、これが28年4月1日から施行されることになりま
して、現行の小・中学校に加えまして「義務教育学校」というのが新たな学校の種類と
して規定されることとなります。こちらに基づきましての文言整理でございます。

20ページの新旧対照表をごらんいただきますと、改正後の上段のほうにつきまして
は「義務教育学校」というようなものを入れての内容となっております。

以上、四つの意見聴取がございました条例につきましての説明とさせていただきます
す。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

清正教育長

ありがとうございました。

それでは、まず幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、
ご質問等はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

それでは、次に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改
正する条例について、ご質問等はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

次に、幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
について、ご意見等はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、最後に、東京都北区いじめ防止条例の一部を改正する条例について、いか
がでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、ただいまの各意見を伺いますと、4件の条例に関しましては特に反対意見がないようですので、本件については意見なしとすることでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ありがとうございます。ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定いたします。

次に、日程第3、第4号議案、「旧東京都北区立西浮間小学校に係る教育財産の取得について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

学校改築施設
管理課長 教育長

清正教育長 学校改築施設管理課長

学校改築施設
管理課長 それでは、第4号議案、旧東京都北区立西浮間小学校に係る教育財産の取得について、ご説明させていただきます。

初めに、旧西浮間小学校の財産について、ご説明をさせていただきます。2ページをごらんください。

開いて右側になります。旧西浮間小学校の土地、建物、水色の部分でございますが、JR埼京線の浮間舟渡駅の南側、浮間中学校に隣接する形で位置してございます。ご案内のとおり、浮間地区の児童数増に対応しまして同校は新校舎を平成20年4月に移設した上で開設しておりまして、今回の案件の土地と建物はそれ以降、教育財産の用途を廃止し、普通財産として主に都心部の学校の工事期間中の仮校舎などに貸してきた経過があります。

あわせて、3ページをごらんいただきますと、敷地の一部、図面の下側になりますが、西側の赤色部分になります。子ども家庭部が低年齢児を対象とした保育園を運営していた時期がございまして、現在は普通財産を扱う契約管財課と保育園を所管する子ども家庭部がそれぞれ土地と建物を管理してございます。

その上で、今回の教育財産の取得にかかわる説明ですが、1ページ左端の説明欄をごらんください。以下、二つの理由から、教育財産に改めて位置づけしていく計画となっております。

一つは、隣接する浮間中学校の改築工事中の仮移転先にこの土地・建物を予定しているところでございます。仮移転は来年の夏休みを予定していますが、事前に増築工事、改修工事を実施するため、それまでに財産を移管する必要があるとございます。

もう一つは、先ほどご報告いたしました新年度予算の中に、ことしの夏に梅木小学校の給食室を改修する工事が予定されてございます。改修工事中は、梅木小学校は同校で

給食がつかれないため、ほかから調達する必要があるわけですが、同校の児童数の規模が大きいことから他校で調理することができません。そのため10年近く使用してこなかったこの旧西浮間小学校の給食室を先駆けて調理可能な給食室に整備し、梅木小学校の給食をこの地で調理し同校に運搬することを計画しています。

それでは、取得する財産の詳細になりますが、まず1番としまして、名称及び所在はごらんのとおりでございます。

2としまして、取得を行う財産の表示ですが、総務部、子ども家庭部から取得する財産の合計は、表左端になりまして、土地が9,684.05㎡、建物が5,893.57㎡となります。

3としまして、取得日は平成28年4月1日を予定してございます。

以上、ご説明させていただきました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

清正教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの本件につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、特に反対意見はないようですので、本件について原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、報告事項に移ります。

日程第4、報告第7号、東京都北区認定こども園検討委員会報告について、事務局から説明をお願いします。

教育改革・教育支援担当副参事

教育長

清正教育長

教育改革・教育支援担当副参事

教育改革・教育支援担当副参事

それでは、報告第7号、東京都北区立認定こども園検討委員会報告について、ご報告いたします。

それでは、1枚おめくりください。要旨のところでございます。

区立認定こども園の平成29年度開設に向けまして、東京都北区立認定こども園検討委員会を設置し、認定こども園に移行する区立幼稚園の選定や運営について検討を行ってまいりました。

その下の経過でございます。

4月から11月にかけて、検討委員会を7回開催いたしました。途中、8月の教育委員会臨時会におきまして検討状況についてご報告をさせていただきました。今回、平成29年度に開設する認定こども園につきまして一定のまとめをいたしましたので、別紙報告書にてご報告をいたします。

別紙報告書のほうの11ページをお開きください。こちらに検討結果をまとめてございます。

なお、8月の教育委員会、その後の12月15日の総合教育会議で報告した内容からの変更はございません。

(1) 設置場所です。こちらは、区立さくらだ幼稚園の場所に認定こども園を設置することといたしました。地域の就学前施設に対する需要、待機児童の解消への効果、認定こども園を運営するための施設の規模など、総合的に判断した結果、こちらといたしました。

(2) 認定こども園の類型でございます。こちらは、国が推進する幼保連携型といたしました。

(3) 対象とする歳児です。現在の4歳と5歳の幼稚園機能に、3歳から5歳の保育園機能を加えた形にいたします。定員につきましては、施設の規模から最大で150人程度まで可能と考えてございます。

なお、開設初年度の29年度の定員につきましては、実務担当者会で検討中でございます。

(4) 給食の提供方法です。近隣の桜田つぼみ保育園で調理した給食を提供いたします。

(5) 開園日・開園時間につきましては、保育園と同じく、月曜日から金曜日までの午前7時15分から午後6時15分までとなります。

(6) 勤務時間は、開園時間に対応するために、早番や遅番の設定、土曜日の勤務を含めた勤務体制となります。

(7) 保育教諭の配置につきましては、当初、幼稚園教諭と保育士で認定こども園を運営することも検討しましたが、現在23区では保育教諭の給料表が定められておらず、同じ施設で働きながら職種の違いにより給料等が異なる状況にございます。また、幼稚園の園児が在園する中で認定こども園に移行していくこと、3歳児以上が対象であること、ほとんどの幼稚園教諭が保育士の資格を有していることから、保育教諭の給料表が確定するまでの対応といたしまして、当分の間、幼稚園教諭を配置することといたします。これに伴いまして、幼稚園の先生方が中心になって新しい認定こども園をつくっていくというふうなことになります。

次に、今後の認定こども園の開設については、平成29年度に開設する認定こども園の検証を十分行いまして、地域の状況や施設の規模等を踏まえまして、総合的に判断しながら決定してまいります。

それから、最後に今後の予定でございます。元の資料のほうにお戻りください。

4、今後の予定でございます。

開設1年前に当たることしの4月から、幼稚園教諭が保育園で実習を行うなどの研修を進めてまいります。また、夏休み期間等を活用いたしまして、全体的な研修の実施も

検討しております。

認定こども園の保育料の設定を初めとしました区立認定こども園に関する条例を、区議会第2回定例会に議案上程する予定でございます。

また、認定こども園の開設に向けた施設整備は、幼稚園の活動に支障が生じないよう、夏休み期間等を有効に活用しながら実施してまいります。

それから、園児の募集は、幼稚園部分であります1号認定子どもにつきましては区立幼稚園と同様に、保育園の部分であります2号認定子どもにつきましては保育園と同様に、実施いたします。

なお、来年の4月の開設まで、準備に伴う具体的な検討や必要な調整は引き続き実務担当者会におきまして検討や調整を進めてまいります。

以上、ご報告申し上げます。

清正教育長

ありがとうございました。

本件についてご質疑、ご意見はございますでしょうか。

森下委員

教育長

清正教育長

森下委員

森下委員

9ページのところで質問ですけれども、保育教諭の配置というところで、現在、今度開設する場合は幼稚園の教諭が当面は保育に当たるといっていますが、その7番の説明の下から4行目のところで、ほとんどの幼稚園教諭は保育士の資格を有していることから正規職員には幼稚園職員を配置すると書かれておりますけれども、ほとんどの人は持っている時代なのかもしれません。でも、今度開設されたときに、認定こども園の正規職員には幼稚園教諭を配置するとありますね。その幼稚園教諭は確実に保育教諭の免状も持っている人を充てるという。あるいは、まだほとんどですから一部にはない人もいるかもしれませんが、その人は研修を受けて取得するというふうな意味合いなのか、そのところが、ふたを開けたら実は持っていなかったとかということになりはしないか、いかがでしょうか。

教育改革・教育支援担当副参事

教育長

清正教育長

教育改革・教育支援担当副参事

教育改革・教育支援担当副参事

まず、平成29年度に配置する職員は未定ですけれども、今の幼稚園教諭の実態といたしましては、先ほど申し上げましたが、持っていないのは園長先生とかの職に当たる人で、若い幼稚園教諭はもうほとんど持っている状況でございます。あと、新しい制度の移行に伴いまして、法の施行から5年間はいずれかの資格であれば大丈夫だというふ

	うにもなってございます。
森下委員	わかりました。安心しました。
清正教育長	ほかにいかがでしょうか。
檜垣委員	教育長
清正教育長	檜垣委員
檜垣委員	11ページで、対象の定員が3歳から5歳児まで5学級で150人程度というふうになっております。それで、現在のさくらだ幼稚園の定員が、16ページを見ますと、4歳児・5歳児合わせて124名いらっしゃるということで、そうすると、来年度の開園に向けて、現行の在園者と新規で募集するのはどのような形になっていくのでしょうか。
教育改革・教育支援担当副参事	教育長
清正教育長	教育改革・教育支援担当副参事
教育改革・教育支援担当副参事	来年度の具体的な部分に関してはまだ検討中でございますけれども、まず施設の規模からしてという部分では、1学級30人程度ということですので、今のさくらだ幼稚園のほうは、4歳60人というのは30人・30人の2学級あると、5歳の部分についても32人・32人の2学級程度あるというふうなことになるかと思えます。それと同様に、認定こども園に移行しましても30人・30人程度のそれぞれの学級がそのまま維持できることと、新たに3歳の部分も30人の枠が確保できるというふうに考えています。 また、1号認定、2号認定の内訳等については、まだ具体的に検討している状況でございます。
檜垣委員	教育長
清正教育長	檜垣委員
檜垣委員	そうすると、定員に対してかなり応募もあるのではないのかというような予測がありますが、そうすると認定こども園になっても保育としての保育園としての効果というのは、3歳児は受け入れられますけれども、第1号ですけれども余り効果は期待できないのかなという感じがあります。その辺はいかがでしょう。

教育改革・教育支援担当副参事

教育長

清正教育長

教育改革・教育支援担当副参事

教育改革・教育支援担当副参事

まず、3歳はそのまま定員が待機児解消につながりますけれども、4歳・5歳の部分ですが、4歳・5歳の部分は実は待機児が発生しているわけではありませので、待機児として貢献した3歳の部分が次年度以降4歳・5歳に繰り上がっていく状況になりますので、その部分も、3歳だけではなくて4歳・5歳の部分もあわせて確保していくことが必要になります。

それで、16ページのさくらだ幼稚園ですが、この括弧の部分が、定員が60人に対して現在利用されている方が、4歳は45人、5歳は39人ということで、それぞれの差の部分があいている状況になります。この差の部分ですが、3歳から保育の部分が増え上がってくる状態になりますので、この差の部分、4歳・5歳のあきの部分はなくなって、その部分も含めて待機児の解消に資することができるのではないかとというふうに考えております。

檜垣委員

わかりました。よろしくお願いたします。

清正教育長

ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ご質問、ご意見がないようですので、本件に関する報告は終了させていただきます。次に、日程第5、報告第8号、(仮称)赤羽体育館の名称について、事務局から説明をお願いします。

スポーツ施策推進担当課長

教育長

清正教育長

スポーツ施策推進担当課長

スポーツ施策推進担当課長

それでは、(仮称)赤羽体育館の名称につきまして、私よりご報告させていただきます。委員会資料をごらんください。

1枚おめくりいただきまして、1の要旨でございます。

現在、建設中の(仮称)赤羽体育館につきましては、名称を「東京都北区赤羽体育館」とするものでございます。

2の名称の選定理由でございます。大きく3点ほどございます。

1点目は、従前より、体育館の名称につきましては「地名」プラス「体育館」となっている点。2点目は、平成14年の基本構想策定以来、13年間にわたり（仮称）赤羽体育館の名称を使用しており、赤羽体育館としての呼称が広く区民に根づいている点。3点目は、区外に広く認知されている「赤羽」の地名が名称に入ること、地理的に所在地をイメージしやすい点の、以上3点が主な選定理由でございます。

3の経過につきましては、お示しのとおりでございます。

4の今後の予定でございます。今月の2月29日、文教委員会へ報告をさせていただきます。3月に、北区町会自治会連合会へご報告をいたします。平成29年1月ごろ、開設の予定でございます。

私からの報告は以上でございます。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。
ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

（質疑・意見なし）

清正教育長

それでは、ないようですので、本件についての報告は終了させていただきます。
次に、日程第6、報告第9号、（仮称）スポーツ大使制度の創設について、事務局から説明をお願いいたします。

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

教育長

清正教育長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

それでは、報告第9号でございます。おめくりをお願いいたします。
スポーツ大使ということでございますけれども、北区におけるより一層のスポーツの推進、あるいは「トップアスリートのまち・北区」、これを区内外に発信する、こうしたものを強力に推し進めていきたいと。そのためにシンボリック、リーダー的な役割を担う「スポーツ大使」制度を創設するというものでございます。

2の（1）でございますけれども、北区にゆかりのアスリートをお願いをしたいというふうにご考えてございます。

（3）役割以下、示しのとおりでございます。

具体的な候補でございますけれども、今想定してございますのは、ロンドンオリンピック競泳の銅メダリスト、西ヶ原小学校出身の上田春佳さん、それからパラリンピックのほうでございますけれども、視覚障害のフルマラソン金メダリストの高橋勇市さんでございます。

3の今後の予定のところでございますけれども、ここに2月の文教委員会というふうな形で記載をしておりますが、今後、候補者との最終的な詰めを行ってまいります。さらに、この大使制度につきまして、区としての効果的なプレスの方法等を十分に考えてまいりたいといった点で、そのため任命時期、それから公表の時期は改めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、説明とさせていただきます。

清正教育長

ご説明、ありがとうございました。
ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ご意見はなさそうですので、本件に関する報告は終了させていただき、次に、日程第7、報告第10号、後援・共催事業に関する報告について、事務局からご説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、後援・共催事業に関する報告をさせていただきます。
今回は、名義使用承認報告4件、事業実績報告が10件でございます。
まず、1ページ、最初の事業でございます、北都民謡・舞踊連盟創立50周年記念舞踊大会、28年5月8日にお示しのとおり行われます。
2件目でございます。第25回北区長杯戦 第36回北区少年野球選手権春季大会で、お示しのとおりでございます。
おめくりいただきまして、2ページでございますが、3項目めの第40回わんぱく相撲北区大会、滝野川体育館で5月14日に行われる予定でございます。
4項目め、パノラマ水泳教室及びパノラマジュニア教室ということで、お示しのとおり開催予定でございます。
事業実績報告につきましては、ご高覧いただければと存じます。
よろしくをお願いいたします。

清正教育長

ありがとうございました。
ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。ないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。
これもちまして、平成28年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。